

令和3年度事業報告書

令和3年度は令和2年当初から続く新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）に多くの社会活動が犠牲となった。新型コロナを含む感染症対応、ヒアリ、豚熱、鳥インフルエンザへの防除対応や自然災害時の防疫消毒対応等は、突発的で事前想定が困難なケースが多く、近年ペストコントロール協会にはそれらへの対応が広く求められている。

令和元年12月以降新型コロナが中国から世界的に広がり、我が国も防疫対応を実施する中、当協会は従前からの防疫活動の実績を評価され、国や地方公共団体等から消毒等の緊急要請が相次いだ。武漢からの帰国者一時滞在施設等の消毒作業に取り組んだことを皮切りに、前例のない規模での消毒対応が各地で継続された。令和3年度では4月下旬には広い地域に政府から緊急事態宣言が発令され、8月頃には感染第5波により医療崩壊とまで報道される事態になった。政府による積極的なワクチン接種推進等が奏功し、その後落ち着きを取り戻しつつあるものの、各協会や会員事業者などでは新型コロナ消毒事業等を継続している。

当協会では全国47都道府県ペストコントロール協会と連携しながら、途切れることなく新型コロナのバックアップを続け、行政・一般・メディア等への対応や、令和3年度から広く一般にオープン化した「ペストコントロール技能師資格」への新規項目として「感染症の対策と消毒」を新設し、新型コロナは勿論のこと、蚊媒介感染症、家畜由来伝染病、災害時消毒等にも適切な消毒対応するためのテキスト作成、eラーニングでの講習実施、防護服着脱や消毒作業の実技講習を全国各地で実施した。

ねずみ・衛生害虫等をはじめとする有害生物への対応がペストコントロールの主軸であることは揺るがないが、近年頻発する自然災害後の対応として各地のペストコントロール協会が受け皿となっている。当協会は環境省 D.Waste-Net メンバーでもあり、必要に応じて災害廃棄物に起因する害虫対応等に係る相談窓口の設置等を行っている。

また、ヒアリについては、港湾等における緊急調査及び緊急防除を各地で実施し、複数箇所で見つかった他、営巣地への重点的な駆除や港湾全域での駆除等幅広い対応を行った。併せて協会独自に専門家を招いて外来性アリ同定研修会を行い、全国的に同定可能な者を更に増やす方策も進めた。

新型コロナの影響でいわゆる「新しい生活様式」が急速に普及定着しつつあり、社会活動も集合とオンラインのハイブリッドやeラーニング等を念頭においた組み立てが求められている。当協会としても技術講習の一部をオンラインに変更する等、出来る範囲で体制を構築のうえ各種事業を実施したものであり、今後の労働人口減少を見据えて地域の枠を超えた事業実施形態を積極的に推進し、時代に即した効率的な運営を目指しているものである。

事業内容

1 組織活動の強化

(1) 会員組織の強化

各地区本部長、各都道府県協会（地区協会）及び所属会員等の協力を受け、未加入業者の入会促進に努めた。今年度の新規加入は43社、退会は15社で、年度末の所属会員数は、962社となった。（別紙1及び2を参照）

(2) 次世代事業検討委員会の開催

将来に向けたペストコントロール業の発展のため、現状の業界を取り巻く様々な課題について継続的な検討を行った。

①組織改革

1) 理事会推薦理事候補者の選出方法

理事の選出方法等について検討を行った。

2) 協会ガイドブック作成

協会ガイドブック作成について検討を行い、次年度の理事への頒布等ができるよう最終案の作成を行った。

②次世代交流会「未来のペストコントロールをつくる会」の企画

将来のペストコントロール業界を担う若手の育成等を目的として、検討会・研修会等を併せた交流会を企画し、3月の開催に向け、案内等の発信やノベルティ作成等の準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により昨年度に続き開催中止となった。

(3) 地域活動の推進

公益活動を柱とした協会事業の円滑な実施を図るため、各地区協会のまとまりである地区本部を強力に支援・指導し、地域におけるペストコントロール業の健全かつ活発な事業展開を促進するとともに、各地域の行政機関との連携を密にするため直接・間接的なサポートを行い、地域住民の安心・安全を基本とした快適な生活環境の推進に寄与した。

(4) 公益社団法人としての事業運営や組織等の整備

公益社団法人としての事業活動のPR及び一般消費者から更なる理解を得るための公益的事業運営を推進すると同時に、各地区協会との連携強化促進に継続し

て取り組んだ。

(5) 都道府県協会長会議の開催

総会翌日の5月27日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により延期のうえ、最終的には開催中止となった。

(6) 各地区本部への訪問・意見収集

当協会事業活動に関する意見交換を行うため、役員等が各地区本部を訪問し、直接的に綿密な意見交換を実施すると共に、地区協会との連携強化に努めた。

(地区本部)	(訪問日)	(訪問地)
北海道	11月17日	北海道札幌市

(7) 有害生物関連写真等の収集

当協会の判断で提供できるような写真や動画等の拡充について、素材の充実を図っている。

当協会ホームページでは、今までに収集した素材の一部を公益に供するため、無償で一般公開している。

(8) 主な会議の開催状況

会議名	回数	開催日
総会	1	5/26
理事会	5	4/15 5/26 10/28 1/12 3/8
運営協議会	4	8/26 9/27 12/8 2/16
委員会	15	
総務委員会	3	7/9 10/4 12/8
国際委員会	1	6/8
広報委員会	4	4/13 7/15 10/14 1/13
技術委員会	3	5/10 10/22 2/4
次世代事業検討委員会	4	6/16 10/5 11/24 1/27
各種委員会	4	
技能師評価委員会	1	3/25
資格認証委員会	0	(持ち回り審査)
害虫防除業中央協議会	3	4/23 6/11 2/15

2 広報事業・PR活動推進

(1) 機関誌の発行

機関誌「ペストコントロール」を年4回(1回4,400部、合計17,600部)発行し、会員、保健所等の行政機関や関係機関等へ広く配布した。

(2) JPCAニュースの掲載

当協会の活動概要を、「JPCA ニュース」として当協会ホームページに掲載することで会員だけでなく、不特定多数に向けて広く活動内容を周知した。

(3) 害虫相談所活動

広報活動の一環として、6月4日～7月4日までを「ねずみ衛生害虫駆除推進月間」(通称:ムシナシ月間)として、厚生労働省及び環境省の後援を得て、6月4日を「ムシの日」として害虫相談所を各地区協会で開催し、住民との身近な接点として有害生物に関する悩みを解決するため相談に応じた。

また、各種イベントの開催及びチラシ、ポスターの配布、キャラクターの活用等により広報活動を推進し、組織をあげてペストコントロールについて理解を深めて貰うよう心がけた。

(4) 協会事業周知活動

我が国の公衆衛生を維持増進するという、公益的意味合いの強いペストコントロール協会事業周知のため、身近な有害生物対策小冊子や、チラシ、イベントグッズ等の作成頒布等を行った。また、各地での講演会を積極的に引き受ける等、組織をあげてペストコントロール協会事業について行政機関や一般消費者等に理解を深めて貰うよう努める活動を推進した。

(5) 関連団体等との連携

関係学会、試験研究機関及び関連団体等との交流を深めるとともに、国際的にもFAOPMA、NPMA等、ペストコントロール関係団体との関係を密にし、情報の収集・交流を行った。

(6) ホームページ等の拡充

当協会ホームページ等について、マスコミや一般消費者に向けての重要な公益的情報発信の場として、「JPCA ニュース」の掲載、動画配信、eラーニングコンテンツ、Twitter(ツイッター)発信等により一層充実した内容の構築に努めた。

3 感染症対策

感染症対策講習会の開催

各地で組織されている感染症予防衛生隊や所属会員、行政担当者等に対し、新たな感染症に対するペストコントロールの対応、災害時の対応、安全の確保等をテーマとして講習会開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、集合での開催を中止し、動画配信を行った。

配信期間 10月1日～31日

受講者（受信参加者） 100名

講義内容

「新型コロナ対応に関する行政との連携及び折衝（待機料等）、協会の枠を超えた対応」

「検疫所における新型コロナウイルスの水際対策について」

「鳥インフルエンザを中心とした畜産防疫」

「鳥インフルエンザ・豚熱についての協会対応」

4 技術の指導活動

(1) ペストコントロール技術者養成

(一財)日本環境衛生センターとの共催による「ペストコントロール技術者養成のための通信教育（40期）」を実施している。

受講内容

1級	新規	70名	再受講	29名
2級	新規	38名	再受講	6名
3級	新規	19名	再受講	0名
合計		127名		35名

ペストコントロール技術者の認証状況（令和3年度末現在有効資格者）

(級種)	(人数)
ペストコントロール1級技術者	841名
ペストコントロール2級技術者	101名
ペストコントロール3級技術者	78名
ペストコントロール名誉技術者	13名

(2) ペストコントロール技術者認証更新時講習

認証更新を要する1級技術者を対象とする更新時講習会をeラーニング及び集合研修（東京）で実施し、技術者の技術及び知識の向上を図った。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度より受講方法を原則としてeラーニングに変更した。集合研修はeラーニングへ移行した緩和措置として設定したものであり、eラーニングと同内容の映写受講である。

(会場)	(開催月日)	(受講者)
eラーニング	1月5日～31日	248名
集合研修(東京)	2月8日	9名
		合計257名

(3) 防除技術研修会

「建築物環境衛生維持管理要領」および「建築物における維持管理マニュアル」に示されたIPM(総合的有害生物管理)を業界団体として推進するため、ペストコントロール事業者、行政担当者、ビル管理者のほか一般消費者も対象に、IPMに基づく防除技術等をテーマとして研修会開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、集合での開催を中止し、動画配信を行った。

配信期間 10月1日～31日

受講者 100名

講義内容

「クビアカツヤカミキリの生態・被害状況や対策の基礎」

「日本の外来アリ：生態、侵入状況、侵略性評価」

「感染症(COVID-19)対策に関わるペストコントロール」

(4) 外来性アリ同定研修会の開催

近年、国内での輸入コンテナや港湾施設からヒアリが相次いで発見されていることを受け、早期対応を可能とするためヒアリ同定のできる技術者を育成した。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底のうえで実施した。

開催月日 3月4日

会場 (一財)日本環境衛生センター本館(神奈川県)

受講者 13名

講義内容 リモート講習「外来性アリに対する行政のスタンス」

レクチャー「アリ概論」

レクチャー「侵略的外来アリの見分け方」

同定実習

5 資格認証制度の推進

(1) ペストコントロール技術者及びペストコントロール優良事業所認証制度の推進

ホームページや機関誌にペストコントロール技術者養成講座の案内や合格者一覧について掲載する等、認証の促進を図り、認証制度がペストコントロール従事者の質の向上、ペストコントロール業の社会的地位の向上を図るものであることを周知した。

(2) ペストコントロール技能師認証制度の推進

公益的側面の多いペストコントロール業にあつて、作業従事者がペストコントロール技能師資格を取得することにより、自らの身分と技術や知識の習得について社会に証明し、もってペストコントロール業界の社会的認知と地位の確立に資することを目的として、ペストコントロール技能師認証制度を推進している。

開始から10年以上が経過し、公益法人として広くペストコントロール従事者の教育・育成に寄与すること等を踏まえて見直しが行われ、今年度より会員外の方も本資格を取得できるようオープン化した。

今年度は第13期として全国8箇所で開催を行い、256名が合格。昨年度までの取得者数と合わせて、全国での累計取得者は3,799名となった。また、有効期限を迎える有資格者に対して、最新の技術や法的知識等について指導教育し、ペストコントロール技能師としてのレベルを維持することを目標に、第10期のペストコントロール技能師更新教育を実施した。

(平成21年度～令和3年度までの資格取得者の集計結果は別紙3参照)

(3) 資格認証制度のPR

ホームページを活用して、資格認証制度及び有資格者の一覧掲載を開始する等PRを行い制度の周知を図るとともに、認証者の有益性向上に資した。

6 ペストロジー学会の支援と開催

衛生動物学の研究者、ペストコントロール技術者等の会員を有する日本ペストロジー学会の事務局として学会事務を担当・支援した。

今年度は、第37回研究発表会が、北海道札幌市において次のとおり開催された。

なお、新型コロナウイルス感染症対応として、一般講演はオンデマンド配信のみとなった。

開催月日 11月18日

一般講演オンデマンド配信期間：11月15日～12月16日

特別講演・シンポジウム・記念講演オンデマンド配信：12月2日～23日

開催場所 北海道大学 学術交流会館

参加人員 253名（会場参加、オンデマンド配信視聴）

7 ペストコントロールフォーラムの開催

当協会及び全国環境衛生・廃棄物関係課長会並びに（一財）日本環境衛生センターの共催と日本防疫殺虫剤協会及び日本家庭用殺虫剤工業会並びにねずみ駆除協議会の協賛により、ねずみ・衛生害虫に関する研究会を開催し、知識の向上を図るとともに、行政、研究者、ペストコントロール関係者がそれぞれ情報提供を行い、もって相互交流を図ることにより、環境衛生の向上に寄与することを目的に、第55回ペストコントロールフォーラム大会を長野県長野市において開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により次年度に再延期となった。

8 建築物衛生法に基づく指定団体業務等

（1）防除作業従事者研修会指導者講習会の開催等

円滑な従事者研修の実施、従事者の技術・技能の一層の向上を図るため、当協会と（公社）全国ビルメンテナンス協会で組織する害虫防除業中央協議会において、指導者の育成を目的とした指導者講習会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、集合での開催を中止し、オンラインで講習会を開催した。

開催月日 10月8日

会場 オンライン（ビルメンテナンス会館）

受講者 54名（JPCA 40名 ・ JBMA 14名）

（2）防除作業従事者研修登録機関としての業務

防除作業従事者研修の登録機関として未登録の各地区協会等を対象に防除作業従事者研修会を実施した。受講者は18会場721名であった。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、集合研修が困難な場合は自宅学習形式で研修会を実施した。

9 国際活動

（1）FAOPMA会員としての活動

アジア・オセアニア・ペストマネジメント連盟（FAOPMA）の一員として積極的に活動した。

2021年FAOPMA - Pest Summit大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、10月6日～8日にバーチャル大会が開催された。

日本からの大会登録者：62名

また、2022年11月6日～8日には京都府京都市で日本大会が開催されることが決定しており、当協会大会実行委員会による準備を進めた。

(2) NPMAを通じた国際交流の推進

2021年NPMA大会は、11月2日～5日までラスベガスの「MGM グランドホテル」において開催された。

(3) 国際情報の収集・提供

- ①当協会の「ムシの日」イベント等の活動の情報を海外へ発信した。
- ②自動翻訳(AI翻訳)の「T-400(株式会社ロゼッタ)」を導入し、国際大会プログラムやFAOPMA発行の「MAGAZINE」等を和訳し、会員等へ情報提供を行った。

10 労働安全衛生対策の推進

労働安全衛生対策の一層の充実を図るため、ペストコントロール業における労働災害の防止、適正な労働環境の維持向上に努めた。

11 PCO賠償責任保険への加入促進

所属会員のペストコントロール業務に対する賠償責任保険の加入促進を図り、併せて当協会が斡旋するPCO団体責任保険及び従事者に対する傷害保険への加入を推進した。今年度の加入者数は賠償責任保険246件、傷害保険35件であった。

12 叙勲・厚生労働大臣表彰等の受章

今年度におけるペストコントロール関連の受章は、叙勲1名、厚生労働大臣表彰(建築物環境衛生功労者)3名、環境大臣表彰(生活環境改善功労者)3名、(公財)日本建築衛生管理教育センター会長表彰(建築物の環境衛生管理事業功労者)2名、当協会会長表彰7名であった。(別紙4参照)

13 災害時等における大規模・広域的な有害生物の防除及び防疫対策

(1) 環境省 ヒアリ緊急分布調査及び緊急防除業務

特定外来生物のヒアリが、平成29年6月に国内で初めて確認されて以降、環境省主導で継続したヒアリ対策が実施されてきた。令和3年度も、港湾等にヒアリが侵入し生息が確認されうる可能性があることを踏まえて、そうした場合に確認地点及び周辺地域におけるヒアリ確認調査及び防除を速やかかつ継続的に実施し、ヒアリの定着を防ぐことを目的とした事業「令和3年度港湾等におけるヒアリ類に対する緊急分布調査及び緊急防除業務」を請負実施した。

東京港、名古屋港、四日市港、大阪港におけるヒアリ確認調査を行い、複数箇所においてヒアリ営巣等を確認のうえ防除を行った。

また、上記港湾により周辺地域での調査および防除や広域での調査等も必要に応じて実施し、我が国でのヒアリ定着防止のため尽力した。

(2) COVID-19（新型コロナウイルス）消毒業務

令和元年末に中国で発生し、令和2年から国内で感染が拡大している COVID-19(新型コロナウイルス) 対応として、陽性患者搬送車、陽性患者移送後トイレカー、軽症者等の宿泊療養施設、その他一般建築物の消毒等々は各地区協会が直接請け負う形で実施しているほか、協会を介さずに個々の事業者として消毒依頼対応しているケースも数多くある。

また、消毒作業に必要な防護服セットが市場で払底したことを受け、当協会が関係機関と調整のうえ特別調達し、各地区協会に頒布した。

1.4 その他

(1) ペストコントロール事業に関する各種公益事業団体に対する事業協力

区分	名 称	期 間	開催地	主 催 者
後援	第 49 回建築物環境衛生管理 全国大会（オンライン開催）	4.2.28 ～3.31	東京都	(公財) 日本建築衛生管理教育 センター
協賛	第 65 回生活と環境全国大会 (オンライン開催)	3.11.12 ～12.24	神奈川県	(一財) 日本環境衛生センター

(2) 厚生労働省及び環境省から業界への窓口としての協力事業

厚生労働省及び環境省のペストコントロール業界に対する行政指導窓口として役割を果たすとともに行政、業界、一般市民の意思の疎通を図った。

(令和3年度事業報告の附属明細書について)

令和3年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する事業報告の附属明細書として記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。